

重点事項(介護医療院でのユニット型指定短期入所療養介護事業)

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>第1 人員に関する基準</p>	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者）を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法（第111条第2項）に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・ 勤務表により確認する。</p> <p>・ 常勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>	<p>○ 勤務表</p>	<p>基準 第142条第1項 第五号 平11老企25号 （以下「解釈」） 第2の2(3)</p> <p>基準 第142条第2項</p>	
<p>第2 運営に関する基準</p> <p>1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿って作成すること。</p> <p>・ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供すること。</p>	<p>○ 居宅サービス計画(1)～(3)</p> <p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ サービス提供票</p> <p>○ 療養計画</p> <p>○ 診療録その他の記録</p> <p>○ 看護・介護記録</p>	<p>基準第155条 準用(第16条)</p> <p>基準 第146条第2項 解釈 第3の九の2(2)①</p>	
<p>2 短期入所療養介護計画の作成</p>	<p>(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>(短期入所療養介護計画作成の留意点)</p> <p>① 短期入所療養介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画書の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>	<p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 居宅サービス計画</p> <p>○ 医師の指示書</p> <p>○ 診療録その他の記録</p>	<p>基準 第147条</p> <p>解釈 第3の九の2(3)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 勤務体制の確保等	(2) ユニット型短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	適 ・ 否
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否
	(4) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
4 衛生管理等	(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	適 ・ 否
	(3) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	適 ・ 否
	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めること。</p> <p>・ 指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護事業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>・ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。</p> <p>・ 調理業務、洗濯等の入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を認めるものであるが、その内容は適切か。</p> <p>・ 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行うこと。 (水道法、水道法施行規則、水道法施行令)</p>	<p>○ 勤務計画(予定)表</p> <p>○ 勤務表</p> <p>○ 辞令又は雇用計画書</p> <p>○ 勤務表(兼務事業所も含む。)</p> <p>○ 職員の研修の記録</p>	<p>基準 第155条準用 (第101条)</p> <p>解釈 第3の六の3 (5)</p> <p>基準第155条準用(第118条) 解釈準用 (第3の七の3 (7))</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
5 事故発生時の対応	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジオネラ属菌検査直近の検査年月日（年 月 日） ・ 検査結果（以下に○を付す） 不検出（10CFU/100ml未満） 検 出（10CFU/100ml以上） ・ 検出された場合、その対応は適切か。 適 ・ 否 ・ 検査未実施の場合 検査予定（年 月頃） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。 ・ 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。（H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 感染予防に関するマニュアル等 ○ 感染予防に関する職員研修記録等 ○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 ○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票 		
	<p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>			<p>解釈準用 (第3の七の3(7)③)</p>	
	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>事故の発生有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>事例の有無有 ・ 無</p> <p>損害賠償保険加入 ・ 未加入</p>	<p>〈留意事項〉</p> <p>① 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ指定短期入所療養介護事業者が定めておくことが望ましい。</p> <p>② 指定短期入所療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</p> <p>③ 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録 	<p>基準第155条準用（第37条）</p> <p>解釈準用（第3の一の3(27)）</p>	